

## 福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例の解説

個人情報の保護に関する法律の解釈・運用については、個人情報保護委員会が策定した、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（以下「ガイドライン」という。）及び 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（以下「事務対応ガイド」という。）を参照すること。

## 第1章 総則（第1条・第2条）

### 第1条関係（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

- 1 社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立や、個人情報の保護に関する国際的な制度調和の観点から、国において個人情報保護制度の見直しが行われ、福岡市においても、これまで制度を定めていた福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「旧条例」という。）に代わって、令和5年4月からは、法第5章（行政機関等の義務等）の規律をはじめとした全国的な共通ルールが直接適用されることとなった。
- 2 この条例は、旧条例を全部改正することによって、法において①条例で必ず定める必要があるとされている規定及び②法の特例として条例で定めることができる規定など、法の施行に必要な事項を定めるものである。

### 第2条関係（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）の例による。

- 2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに市内の財産区（議会を除く。）及び地方独立行政法人福岡市立病院機構をいう。

- 1 法第5章の規律が適用される「行政機関等」には、法第2条第11項第2号において「地方公共団体の機関（議会を除く。）」が含まれるところ、福岡市における法の適用範囲を明確にするため、本条において市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに市内の財産区（議会を除く。）及び地方独立行政法人福岡市立病院機構を「実施機関」として定めている。
- 2 なお、旧条例において実施機関とされていたもののうち、議会（議長）については法の適用対象外とされているため、福岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年福岡市条例第38号。以下「議会個人情報保護条例」という。）が適用され、福岡市住宅供給公社については、個人情報取扱事業者として法第4章の規律が適用される。

## 第2章 法施行に関する手続等（第3条―第16条）

### 第3条関係（開示請求書の記載事項）

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載することができる。

- 1 法第77条第1項では、開示請求書には、
  - ① 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
  - ② 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を記載しなければならないこととされているほか、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第23条では、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法に関する事項を記載することができることとされている。

- 2 本条では、これらに加えて市長が定める事項を開示請求書に記載することができる旨を定めており、福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（以下「規則」という。）で様式を「保有個人情報開示請求書（規則様式第1号）」と定めている。
- 3 開示請求書の提出については、規則で情報公開室長を経由してしなければならないことを定めている（規則第4条第2項）。（訂正請求書及び利用停止請求書についても同様）

#### 第4条関係（不開示情報）

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条第1号ウに掲げる情報（法第78条第1項第2号ハに掲げるものを除く。）とする。ただし、同項各号（第2号を除く。）に掲げる情報に該当するものについては、この限りでない。

2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、福岡市情報公開条例第7条第3号に掲げる情報（開示することにより法第78条第1項第7号ロに掲げるおそれがあるものを除く。）とする。

- 1 開示請求における不開示情報は、法第78条第1項に具体的に列挙されているが、同条第2項において、①法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、②行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることが可能とされている。
- 2 この条例では、福岡市情報公開条例の規定との整合を図るため、本条において、「公務員等の氏名」を不開示情報から除外する規定（第1項）及び「人の生命等の保護に支障を及ぼすおそれのある情報」を不開示情報に加える規定（第2項）を置いている。  
なお、旧条例の規定のうち、福岡市情報公開条例に相当する規定がない「当該個人が、開示することについて同意していると認められる情報（旧条例第20条第2号イ）」の法における解釈については、後記5のとおり。
- 3 公務員等の氏名（第1項）
  - (1) 本条第1項に規定により、法第78条第1項第2号ただし書ハと合わせて、不開示情報から除外する情報を、福岡市情報公開条例第7条第1号ウと同等とするものである。ただし、法及びこの条例に基づき不開示情報から除外する情報としては、公務員等に地方三公社の役員及び職員を含まない。

##### 福岡市情報公開条例第7条第1号ウ

当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方三公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の職及び氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）

- (2) 福岡市情報公開条例第7条第1号ウは、行政の説明責任と公務員等のプライバシー保護との調和を図る観点から、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、不開示とする個人情報から除外することを定めたものである。

なお、国家公務員から「行政執行法人」を除外しているのは、同法人は独立行政法人ではあるが、その役員及び職員は国家公務員とされているため（独立行政法人通則法第 51 条）、規定の重複を避けるためである。

ア 「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人（略）の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。

イ 公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報や人事管理上の健康情報、休暇情報などは、「職務の遂行に係る情報」には当たらない。

ウ 「当該公務員等の職及び氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。」とは、公務員等の職務の遂行に係る情報が当該公務員等の個人の思想、信条、名誉等に関する情報であり、当該公務員等の職及び氏名に係る部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、当該公務員等の職及び氏名に係る部分を不開示とする趣旨である。

なお、職務遂行の内容に係る情報であるにもかかわらず、公務員の職及び氏名を不開示とする場合は、安易に不開示範囲を広げることがないように、厳格に運用を行う必要がある。

#### 4 人の生命等の保護に支障を及ぼすおそれのある情報（第 2 項）

- (1) 福岡市情報公開条例第 7 条第 3 号に規定する情報から、法第 78 条第 1 項第 7 号ロの規定により不開示とすることとされている、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を除いた、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報とするものである。

##### 福岡市情報公開条例第 7 条第 3 号

公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (2) 「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護に支障を及ぼす」とは、公にすることにより、例えば、特定の個人の行動予定や住居の間取り等が分かり、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがある場合等をいう。

#### 5 当該個人が、開示することについて同意していると認められる情報（旧条例第 20 条第 2 号イ）

- (1) 旧条例第 20 条第 2 号イの規定により開示することとされていた、当該個人が、開示することについて同意していると認められる情報については、福岡市情報公開条例に相当する規定がないため、法第 78 条第 2 項の規定の対象とはならない。
- (2) この点、国の答申例では、開示請求者以外の情報であっても、当該個人が開示請求者が開示することを承諾している場合には、法第 78 条第 1 項第 2 号イの「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に当たる（内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成 17 年 9 月 28 日答申）との解釈が示されている。

### 第 5 条関係（開示決定等の期限）

第 5 条 開示決定等は、開示請求があつた日の翌日から起算して 7 日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があつた日の翌日から起算して 20 日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 前 2 項に規定する期間の計算に当たっては、次に掲げる日数は、当該期間に算入しない。

- (1) 福岡市の休日を定める条例（平成 2 年福岡市条例第 52 号）第 1 条第 1 項に規定する本

市の休日

(2) 法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数  
4 前 3 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間は、当該各号に定める期間を超えてはならない。

(1) 第 1 項に規定する期間 法第 83 条第 1 項に規定する期間

(2) 第 2 項の規定による延長後の期間から第 1 項に規定する期間を控除した期間 法第 83 条第 2 項の規定による延長後の期間から同条第 1 項に規定する期間を控除した期間

1 開示決定等を行うべき期限（第 1 項）

(1) 開示決定等を行うべき期限は、福岡市情報公開条例の規定と同様に「7 日以内」としている。

(2) 「開示請求があつた日」とは、開示請求の受付を担当する窓口の開示請求書が到達した日を指す。また、期間の計算は、その翌日から起算することを明らかにしている。

(3) 本項は、開示決定等を行う期限を定めるものであり、開示請求者に対する通知の到達期限ではないが、実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに法第 82 条各項に規定する通知を行う必要がある。

2 延長可能な期間（第 2 項）

(1) 「事務処理上の困難」とは、当該開示請求に対し第 1 項の期限内（7 日以内）に開示決定等を行うことが実施機関の側の事情により困難であることを意味する。①開示請求に係る保有個人情報の量の多少、②開示請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、③当該時期における他に処理すべき開示請求事案の量のほか、④実施機関の他の事務の繁忙等の状況等も考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断されるものである。

(2) 「その他正当な理由」としては、例えば、法第 86 条に規定する第三者に対する意見書提出の機会を付与するに当たり、第三者に十分な時間を与えることが必要と認められる場合や、第三者が多数存在するため手続に時間を要する場合等が考えられる。

(3) 本項を適用する場合には、最長で、開示請求があつた日の翌日から起算して 20 日以内に開示決定等をすればよいこととなる。延長することができる期間は、最長で「20 日を限度」とするので、より短期間で処理することができる場合には、その必要な期間だけ延長することとなる。

(4) 開示請求者に対して通知する「延長後の期間」とは、開示決定等が行われる時期の見込みを示すものであり、また、「延長の理由」としては、期間を延長することが必要となった事情を記載することを想定している。

(5) 開示請求者に対して行う通知の書面については、規則で様式を「保有個人情報（開示・訂正・利用停止）決定等の期間延長通知書（規則様式第 6 号）」と定めている。

3 期間の計算方法（第 3 項、第 4 項）

実施機関が開示決定等の事務処理に要する期間を安定的に確保するため、第 1 項及び第 2 項の期間の計算に当たって、次の日数は算入しないこととしている。

(1) 本市の休日（土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）

(2) 開示請求書に形式上の不備があつた場合にその補正に要した日数（法第 77 条第 3 項）

(3) 本条は、法第 108 条の規定に基づき、法の規定に反しない限りにおいて期限の特例を定めるものであることから、法第 83 条各項に規定する期限を超えないようにするものである。

## 第6条関係（開示決定等の期限の特例）

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、又は当該保有個人情報の特定に特に長期間を要するため、前条第2項前段に規定する期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、同条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- 1 本条を適用する場合の事務の遂行の流れは、次のとおりである。
  - (1) 開示請求があった日の翌日から起算して7日（本市の休日等を除く。）以内に、本条を適用する旨等を通知する。
  - (2) 開示請求があった日の翌日から起算して20日（本市の休日等を除く。）以内に、相当の部分について開示決定等を行う。
  - (3) 相当の期間（(1)の通知においてその期限を示す。）内に、残りの部分について開示決定等を行う。
- 2 「開示請求に係る保有個人情報著しく大量」かどうかは、1件の開示請求に係る保有個人情報の量とその審査等に要する業務量によることとなるが、実施機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙等の状況をも考慮した上で判断される。
- 3 「当該保有個人情報の特定に特に長期間を要する」とは、開示請求に係る保有個人情報が一応は特定されているが、当該保有個人情報が記録された可能性がある地方公共団体等行政文書が著しく大量であるため、その存否を含めてこれを検索し、特定するために特に長期間を要するような場合を意味する。
- 4 「事務の遂行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の事務に容認できない遅滞等の支障を来すことを意味する。
- 5 「相当の部分」とは、開示請求を受けた実施機関が通常20日以内に開示決定等を行うことができる分量を意味する。著しく大量の保有個人情報の開示請求であっても、他の開示請求者との平等を図る観点から、20日以内に処理できる量については、当該期間内に開示決定等を行うべきである。
- 6 「残りの保有個人情報」についての開示決定等は、「相当の期間」内に行う必要がある。その際、実施機関は、ある程度のまとまりの部分ごとに、早く審査の終了したものから順に開示決定等を行うことが望ましい。

なお、「相当の期間」とは、当該残りの保有個人情報について実施機関が開示決定等を行うために合理的に必要と判断される期間をいう。
- 7 本条が適用されるケースは例外的な場合であり、比較的早期に本条の適用の必要性の見当がつくと考えられるので、第5条第1項に規定する原則的な処理期間内（7日以内）に、必要な通知を行わなければならないこととしている。
  - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由（第1号）

この条の規定を適用することを明らかにするとともに、その適用が必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すことを意味する。
  - (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限（第2号）

最終的に当該開示請求に係る保有個人情報のすべての部分についての開示決定等を終わることが可能であると見込まれる期限を意味する。
- 8 開示請求者に対して行う通知の書面については、規則で様式を「保有個人情報（開示・訂正・利用停止）決定等の期限特例通知書（規則様式第7号）」と定めている。

## 第7条関係（費用の負担等）

第7条 法第87条第1項本文の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 法第89条第2項の手数料は、徴収しない。

- 1 旧条例及び福岡市情報公開条例と同様に、保有個人情報の開示請求について、手数料は徴収しない。  
保有個人情報の開示の実施については、閲覧又は視聴の方法による開示は無料としているが、写しの交付の方法による開示の場合は、保有個人情報の開示を受ける者が、その写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないこととしている。
- 2 写しの作成及び送付に要する費用の額は、実費に相当する額として、情報公開制度と同額を定めている。

## 第8条関係（訂正請求書の記載事項）

第8条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載することができる。

- 1 法第91条第1項では、訂正請求書には、
  - ① 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
  - ② 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
  - ③ 訂正請求の趣旨及び理由を記載しなければならないこととされている。
- 2 本条では、これらに加えて市長が定める事項を訂正請求書に記載することができる旨を定めており、規則で様式を「保有個人情報訂正請求書（規則様式第12号）」と定めている。

## 第9条関係（訂正決定等の期限）

第9条 訂正決定等は、訂正請求があった日の翌日から起算して20日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求があった日の翌日から起算して40日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第5条第3項の規定は、前2項に規定する期間の計算について準用する。この場合において、第5条第3項第2号中「第77条第3項」とあるのは、「第91条第3項」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間は、当該各号に定める期間を超えてはならない。

- (1) 第1項に規定する期間 法第94条第1項に規定する期間
- (2) 第2項の規定による延長後の期間から第1項に規定する期間を控除した期間 法第94条第2項の規定による延長後の期間から同条第1項に規定する期間を控除した期間

- 1 訂正決定等を行うべき期限（第1項）
  - (1) 訂正決定等を行うべき期限は、「20日以内」としている。
  - (2) その他第5条第1項の解説を参照。

## 2 延長可能な期間（第2項）

- (1) 訂正請求に理由があるかどうかを確認するため、実施機関が調査を行うことが必要な場合もあるが、事案によっては、その調査や訂正をするか否かの判断に相応の期間を要する場合もあることから、第1項の期限（20日以内）を40日以内に限り延長することができることとしている。
- (2) 訂正請求者に対して行う通知の書面については、規則で様式を「保有個人情報（開示・訂正・利用停止）決定等の期間延長通知書（規則様式第6号）」と定めている。
- (3) その他第5条第2項の解説を参照。

## 3 期間の計算方法（第3項・第4項）

期間の計算方法について、開示決定等の期限に関する規定を準用している。  
第5条第3項・第4項の解説を参照。

### 第10条関係（訂正決定等の期限の特例）

第10条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

## 1 本条を適用する場合の事務の遂行の流れは、次のとおりである。

- (1) 訂正請求があった日の翌日から起算して20日（本市の休日等を除く。）以内に、本条を適用する旨等を通知する。
  - (2) 相当の期間（(1)の通知において期限を示す。）内に、訂正決定等を行う。
- ## 2 訂正請求の事案によっては、事実関係の確認のための調査や訂正をするか否かの判断に相応の期間を要する等の理由から、訂正決定等の期限を延長しても、第9条第2項の期限内（40日以内）に訂正決定等を行うことが困難な場合も想定される。このため、実施機関は、「訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとき」は、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることとしている。
- ## 3 「相当の期間」とは、実施機関が訂正決定等を行うために必要とされる合理的な期間をいうが、調査・判断の困難性等を考慮しつつ、適切な期間を設定する必要がある。
- ## 4 訂正請求者に対して行う通知の書面については、規則で様式を「保有個人情報（開示・訂正・利用停止）決定等の期限特例通知書（規則様式第7号）」と定めている。
- ## 5 その他第6条の解説を参照。

### 第11条関係（利用停止請求書の記載事項）

第11条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載することができる。

## 1 法第99条第1項では、利用停止請求書には、

- ① 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
  - ② 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
  - ③ 利用停止請求の趣旨及び理由
- を記載しなければならないこととされている。



- 2 本条では、これらに加えて市長が定める事項を利用停止請求書に記載することができる旨を定めており、規則で様式を「保有個人情報利用停止請求書（規則様式第16号）」と定めている。

### 第12条関係（利用停止決定等の期限）

- 第12条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日の翌日から起算して20日以内にしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求があった日の翌日から起算して40日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 第5条第3項の規定は、前2項に規定する期間の計算について準用する。この場合において、第5条第3項第2号中「第77条第3項」とあるのは、「第99条第3項」と読み替えるものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間は、当該各号に定める期間を超えてはならない。
- (1) 第1項に規定する期間 法第102条第1項に規定する期間
  - (2) 第2項の規定による延長後の期間から第1項に規定する期間を控除した期間 法第102条第2項の規定による延長後の期間から同条第1項に規定する期間を控除した期間

#### 1 利用停止決定等を行うべき期限（第1項）

- (1) 利用停止決定等を行うべき期限は、訂正決定等と同様に「20日以内」としている。
- (2) その他第5条第1項の解説を参照。

#### 2 延長可能な期間（第2項）

- (1) 利用停止請求に理由があるかどうかを確認するため、実施機関が調査を行うことが必要な場合もあるが、事案によっては、その調査や利用停止をするか否かの判断に相応の期間を要する場合もあることから、第1項の期限（20日以内）を40日以内に限り延長することができることとしている。
- (2) 利用停止請求者に対して行う通知の書面については、規則で様式を「保有個人情報（開示・訂正・利用停止）決定等の期間延長通知書（規則様式第6号）」と定めている。
- (3) その他第5条第2項の解説を参照。

#### 3 期間の計算方法（第3項・第4項）

期間の計算方法について、開示決定等の期限に関する規定を準用している。  
第5条第3項・第4項の解説を参照。

### 第13条関係（利用停止決定等の期限の特例）

- 第13条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
  - (2) 利用停止決定等をする期限

#### 1 本条を適用する場合の事務の遂行の流れは、次のとおりである。

- (1) 利用停止請求があった日の翌日から起算して20日（本市の休日等を除く。）以内に、本条を適用する旨等を通知する。

- (2) 相当の期間（(1)の通知において期限を示す。）内に、利用停止決定等を行う。
- 2 利用停止請求の事案によっては、事実関係の確認のための調査や利用停止をするか否かの判断に相応の期間を要する等の理由から、利用停止決定等の期限を延長しても、第12条第2項の期限内（40日以内）に利用停止決定等を行うことが困難な場合も想定される。このため、実施機関は、「利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとき」は、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りることとしている。
  - 3 「相当の期間」とは、実施機関が利用停止決定等を行うために合理的に必要と判断される期間をいうが、調査・判断の困難性等を考慮しつつ、適切な期間を設定する必要がある。
  - 4 利用停止請求者に対して行う通知の書面については、規則で様式を「保有個人情報（開示・訂正・利用停止）決定等の期限特例通知書（規則様式第7号）」と定めている。
  - 5 その他第6条の解説を参照。

#### 第14条関係（審査請求に係る諮問及び裁決の時期）

第14条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、審査請求があった日の翌日から起算して30日以内に、福岡市個人情報保護審議会にしなければならない。

2 審査庁は、前項の諮問に対する福岡市個人情報保護審議会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該答申があった日の翌日から起算して30日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

##### 1 審議会への諮問期限（第1項）

法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、審査請求を受けた審査庁は、行政不服審査法第81条第1項の機関として設置される個人情報保護審議会に諮問を行うこととなる。

審査請求が審査庁において放置されることのないよう、個人情報保護審議会への諮問は、審査請求があった日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。この期間の計算に当たっては、開示決定等の期限の計算方法（第5条第3項）は準用していない。

##### 2 答申の尊重と裁決等の期限（第2項）

個人情報保護審議会に対する諮問制度の趣旨に鑑み、審査庁は、個人情報保護審議会の答申を尊重して、審査請求に対する裁決をしなければならないこととしている。

また、個人情報保護審議会の答申の後、審査請求が放置されることのないよう、裁決は、答申があった日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。この期間の計算に当たっては、第1項と同様に、開示決定等の期限の計算方法（第5条第3項）は準用していない。

#### 第15条関係（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第15条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第 115 条（法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600 円

- 1 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を実施機関と締結する者は、法第 119 条第 3 項及び第 4 項の規定により、令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 2 本条では、令第 31 条第 1 項及び第 2 項に規定する国の行政機関における手数料の額と同額としている。

## 第 16 条関係（個人情報の取扱いに係る諮問）

第 16 条 実施機関（第 1 号及び第 2 号に掲げる場合にあつては、地方独立行政法人福岡市立病院機構を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、福岡市個人情報保護審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (3) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を聴く場合

- 1 地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会その他合議制の機関（以下「審議会等」という。）に諮問することができる（法第 129 条）。
- 2 この点、令和 3 年の法改正において、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という法の趣旨に反するとされている（ガイドライン 9-4 地方公共団体に置く審議会等への諮問）。
- 3 本条では、このような法第 129 条の趣旨を踏まえ、諮問を行う事項を具体的に規定したものである。
- 4 「個人情報の取扱いに関する運用上の細則」とは、法令やガイドライン、事務対応ガイド等の記載に則った具体的な運用方法について定めるものである。

## 第 3 章 福岡市個人情報保護審議会（第 17 条—第 30 条）

### 第 17 条関係（設置）

第 17 条 次に掲げる事務を行うため、福岡市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項又は福岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年福岡市条例第 38 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第 45 条第 1 項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 前条又は議会個人情報保護条例第 50 条の規定による諮問に応じ、実施機関又は議長から意見を聴かれた事項について調査審議すること。

- 1 本条各号に掲げる事務を行うため、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として、審議会を置いている。

審議会は、行政不服審査法第81条第1項の機関として開示決定等に対する審査請求について審査する第三者機関であるとともに、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を求められた事項について審議する機関としての性格を併せ有するものである。

- 2 審議会の庶務は、情報公開室において処理することとしており（規則第21条）、審議事項に関する資料の収集・整理、審査請求人や実施機関との連絡調整、その他審議会の運営に関する事務を行う。

## 第18条関係（組織及び委員）

第18条 審議会は、委員11人以内をもって組織する。

- 2 委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者及び市民のうちから、市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 1 本条は、審議会の委員の数、資格要件、任命、任期及び守秘義務について定めたものである。
- 2 第6項は、審議会には、第23条（部会の調査権限）の規定により開示決定等に係る保有個人情報に直接見分できるインカメラ審理の権限などが付与されているため、委員に特別に守秘義務を課すものである。

「職務上知ることができた秘密」とは、審議会の委員が職務の遂行に関して知り得た秘密をいう。したがって、審議会の委員の職務と直接関係のない事項であっても、職務遂行に関連して知り得たものはこれに含まれるが、職務遂行とは全く無関係に知り得たものは含まれない。

なお、第6項の守秘義務違反については、罰則を設けている（第33条）。

## 第19条関係（会長）

第19条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

審議会の運営に当たっては、会を代表する者を置く必要があるため、会長の設置、その選出方法、任務及び不測の事態におけるその職務の代理について規定している。

なお、会長も審査請求部会（第21条）やその他の部会（第22条）に属することができるほか、審議会や部会において、他の委員と対等の立場で審議に参加する。

## 第20条関係（会議）

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。  
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。  
3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 1 審議会の会議の招集権は会長にあり、会長が会議の議長となる（第1項）。
- 2 審議会の会議の定足数は、委員（11人以内の現任数）の過半数（11人の場合は6人）である（第2項）。
- 3 審議会の議決の要件は、当該会議の出席委員の過半数の賛意であり、可否同数のときは、議長の判断による（第3項）。

## 第21条関係（審査請求部会）

第21条 審議会に、審査請求に係る事件について調査審議させるため、審査請求部会（以下この条及び第23条から第28条まで並びに附則第10項において「部会」という。）を置く。  
2 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。  
3 部会に属する委員の数は、5人以上とし、審議会の委員のうちから会長が指名する。  
4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。  
5 部会長は、部会の会務を総理する。  
6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。  
7 部会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、部会が非公開とすべき理由がないと認めるときは、部会は、その範囲においてこれを公開することができる。  
8 前条の規定は、部会について準用する。

- 1 審査請求に係る事件については、できる限り効率的な調査審議を行う必要があることから、会長が指名する5人以上の委員により構成する審査請求部会において処理することとしている（第1項～第3項）。  
なお、会長は、審査請求部会に属する委員として、自らを指名することもできる。
- 2 部会に置く部会長は、部会に属する委員の互選により定めるが（第4項）、審議会の会長が、部会長として選出されることも可能である。
- 3 審査請求部会の調査審議は、保有個人情報の開示・不開示の適否等に関して行われるものであり、仮にこの手続を公開すると、不開示情報が公になるおそれがあるため、原則として、公開しないこととしている。ただし、審査請求部会が非公開とすべき理由がないと認めるときは、その範囲内で公開することができる（第7項）。具体的には、口頭による意見陳述を行うに際して、審査請求人等が自らの意見陳述を公開して行うことを希望し、審査請求部会がこれを認める場合等である。
- 4 審査請求部会の会議について、審議会に関する規定を準用している（第8項）。  
第20条の解説を参照。

## 第22条（その他の部会）

第22条 前条の審査請求部会のほか、審議会は、その権限に属する事項について調査審議させるため、必要があると認めるときは、その他の部会を置くことができる。  
2 第20条及び前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定により置かれる部会について準用する。

- 1 審議会は、その所掌事務を遂行するに当たって、必要があると認めるときは、審査請求部会以外にも部会を置くことができることとしている。部会での調査審議を可能とすることにより、審議会の迅速かつ機動的な運営が図られるようにしている。
- 2 その他の部会について、審議会及び審査請求部会に関する規定を準用している。  
第20条及び第21条第2項から第6項までの解説を参照。

### 第23条関係（部会の調査権限）

- 第23条 部会は、第17条第1号の規定による調査審議のため必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、部会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 実施機関は、部会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
  - 3 部会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を部会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、部会に提出するよう求めることができる。
  - 4 第1項本文及び前項に定めるもののほか、部会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

- 1 保有個人情報の提出の求め（第1項）
  - (1) 部会において、実施機関の開示・不開示の判断の適法性、部分開示の範囲の妥当性等について迅速かつ適切に判断するため、部会が当該保有個人情報についてインカメラ審理（部会の委員が開示決定等に係る保有個人情報を実際に見分して審議すること）を行うことができることとしている。
  - (2) 「必要があると認めるとき」とは、保有個人情報に含まれている情報の性質、当該審査請求事案の証拠関係等に照らし、部会が当該保有個人情報を実際に見分しないと適切な判断が困難となる場合を意味するものであるが、通常は、当該保有個人情報の写しを提出させ、インカメラ審理を行うことが必要不可欠であると考えられる。
  - (3) 部会に提示された保有個人情報は、その開示の可否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであり、その可否が争われている段階で、部会委員以外の者がこれを閲覧することは不適當である。このため、「何人も、部会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない」ことを明記している。
- 2 保有個人情報の提示義務（第2項）

部会が、審査請求に係る事件を適切に判断する上で、保有個人情報の見分が必要不可欠であるとして当該保有個人情報の提示を求めたときは、実施機関がその求めを拒むことはできないことを確認的に規定している。
- 3 指定する方法により分類又は整理した資料の作成・提出の求め（第3項）
  - (1) 部会での調査審議に際し、特に、保有個人情報の量が多く、複数の不開示情報が複雑に関係するような事案にあっては、不開示情報と不開示の理由とを一定の方式で分類・整理した資料（一般にヴォーン・インデックスと呼ばれるもの）を作成・提出させることが、事案の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）とすることの適否を迅速かつ適切に判断する上で有効である。
  - (2) 「必要があると認めるとき」については、部会の調査審議には、第1項によりインカメラ審理を行う方法があり、また、新たに資料を作成・提出させることは実施機関に負担を課すことにもなるため、必ずしもすべての事件においてヴォーン・インデックスの提出を要求す

ることとなるものではない。

(3) 「部会の指定する方法」とは、保有個人情報の内容には種々のものがあることから、あらかじめ分類・整理の方法を指定するのではなく、個々の事案に即した最も適切な方法を部会が指定するという意味である。

(4) 本項のヴォーン・インデックス提出要求については、第1項と異なり、部会の要求を実施機関が拒否することを禁じる規定を置いていないが、部会が審査請求に係る事件を適切に判断する上で必要があると認めたときには、実施機関は、当然にその要求に応じなければならない。

#### 4 意見書又は資料の提出要求等の必要な調査（第4項）

(1) 部会は、審査請求に係る事件の調査審議のために必要な情報を十分に入手できるよう、インカメラ審理やヴォーン・インデックス提出要求のほか、審査請求人等に意見書や資料の提出を求めたり、適当と認める者に陳述や意見書等の鑑定を求めるなど、必要な調査ができることとしている。

(2) 「適当と認める者」とは、行政不服審査法第34条の「参考人」に相当する者であり、当該事案の直接の利害関係人ではない第三者のことである。

(3) 「その知っている事実」とは、参考人自らが直接見分した事実であって、その者が持つ意見ではない。

(4) 「鑑定」とは、特別の学識経験によってのみ知り得る法則その他の専門的知識等又は事案にその法則を当てはめて得た結論である。

(5) 「その他必要な調査」とは、例えば、実施機関に対する口頭での説明要求のほか、物件の提出要求（行政不服審査法第33条）、検証（同法第35条）、審査請求人又は参加人の審尋（同法第36条）等がある。

5 本条に規定する部会の調査権限は、主に、開示決定等に対する審査請求の事案について、その開示・不開示の判断の適法性等を判断する際に用いられることが想定されるが、訂正決定等及び利用停止決定等に対する審査請求の事案について用いることも可能である。

## 第24条関係（意見の陳述）

第24条 部会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、部会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、部会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

#### 1 意見陳述の機会の確保（第1項）

(1) 部会の調査審議は、職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としているが（第23条）、この書面審理の原則の例外として、適正な判断を行うための資料が部会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張・立証の機会を与えるため、審査請求人等が部会に対して口頭による意見陳述を求めることができることとしている。

(2) 「審査請求人等」の定義（第23条第4項）により、審査請求人及び参加人だけでなく、実施機関にも意見陳述の機会が与えられる。

なお、本条以降の規定においても、基本的に、実施機関を審査請求人及び参加人と同列に扱っている。

(3) 部会は、審査請求人等から申出があったときは、必ず意見陳述の機会を与える義務を負うものではなく、審査請求人等の主張を全面的に認めるときや、同一の保有個人情報の開示・不開示の判断の先例が確立しているときなどは、事件の迅速な解決と部会の調査審議の効率性の確保の観点から、改めて審査請求人等の意見を聴く必要はない。

#### 2 補佐人の出席（第2項）

- (1) 「補佐人」とは、行政不服審査法第31条第3項に規定する「補佐人」と同義であり、自己の有する専門的知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者である。補佐人は、事実上又は法律上の陳述をすることができるが、その立場は審査請求人又は参加人の発言機関にすぎないと解される。
- (2) 「部会の許可」については、部会の判断に任されるが、審査請求人等が必要な主張・立証を十分に尽くせるよう、特段の事情がない限り、許可すべきであると考えられる。補佐人の数は、合理的な範囲で制限することができる。
- (3) 実施機関については、そもそも、口頭による意見陳述その他の行為を当該実施機関の職員に行わせることができるので、補佐人に関する規定を置いていない。

## 第 25 条関係（意見書等の提出）

第 25 条 審査請求人等は、部会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、部会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 部会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、その内容を審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）に通知するものとする。

### 1 意見書等の提出（第 1 項）

- (1) 本項は、第24条と同様に、適正な判断を行うための資料が部会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張・立証の機会を与えるための規定である。
- (2) 「意見書」は、事件についての審査請求人等の意見を記録した文書、「資料」は、口頭意見陳述又は意見書の内容を裏付ける文書その他の物である。
- (3) 意見書等の提出時期については、調査審議の遅延防止の観点から、部会が意見書等の提出期限を定めたときは、その期限内に提出しなければならないこととしている。当該期限を過ぎて提出された意見書等については、部会は、その受取りを拒否することができる。
- (4) 「相当の期間」とは、意見書等を提出するために合理的に必要と判断される期間である。

### 2 意見書等の提出に関する通知（第 2 項）

- (1) 審査請求人等は、部会に提出された意見書又は資料の閲覧等を求めることができるので（第27条）、意見書又は資料が提出されたことを他の審査請求人等に知らせる必要がある。
- (2) 「意見書又は資料」とは、本条第 1 項の規定により審査請求人等が提出した「意見書又は資料」のほか、第23条第 3 項の規定により部会が実施機関に作成・提出を求めた「資料（ヴォーン・インデックス）」及び同条第 4 項の規定により部会が審査請求人等に提出を求めた「意見書又は資料」を指す。第23条第 1 項の規定により提出された保有個人情報に含まれない。

なお、部会の委員又は事務局（情報公開室）が、審議の参考として収集し、又は論点整理のために作成した資料など、部会が自ら調査審議のために収集・作成した資料は、審査請求人等から提出されたものではないので、本項の「意見書又は資料」には該当しない。

- (3) 他の審査請求人等に対して通知する「内容」は、提出された意見書又は資料の概要を認識するに足りる程度の内容を意味するが、通常は、当該意見書又は資料に不開示情報が含まれていなければ、当該意見書又は資料そのものの写しを送付すべきである。

## 第 26 条関係（委員による調査手続）

第 26 条 部会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 23 条第 1 項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第 4 項に規定する調査をさせ、又は第 24 条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。



- 1 部会の調査権限は第23条で規定されているが、すべての調査を合議体の会議で行うのは非効率であり、審査の迅速性の確保のためには、事件の審議に当たる委員に必要な調査等を行わせて上で、その調査結果や入手した資料を基に会議で審議を行うことが適切な場合がある。
- 2 「第23条第1項の規定により提示された保有個人情報を読覧させ」とは、実施機関が提示する保有個人情報について、合議体を構成する委員全員が揃わなくても、一部の委員だけで見分することができることを意味する。
- 3 「同条第4項に規定する調査をさせ」とは、例えば、審査請求人等に対して意見書又は資料の提出を求めること、参考人から意見聴取を行うことなどがある。
- 4 「第24条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせる」とは、審査請求人等の意見陳述は、本来、合議体に対して行われるものであるが、その事務負担の軽減を図るため、一部の委員に当該意見陳述の聴取をさせ、その内容を合議体に持ち帰って、調査審議の判断材料とすることを許容するものである。

## 第27条関係（提出意見書等の読覧等）

第27条 審査請求人等は、部会に対し、部会に提出された意見書又は資料の読覧又は複写を求めることができる。この場合において、部会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その読覧又は複写を拒むことができない。

2 部会は、前項の規定による読覧又は複写について、日時及び場所を指定することができる。

- 1 意見書等の読覧（第1項）
  - (1) 「部会に提出された意見書又は資料」については、第25条第2項の解説を参照。
  - (2) 本項の読覧等の請求権は、部会での調査審議の手續における主張・立証の便宜のために認められているものであるから、審議会の答申があった後は、読覧等を求めることはできない。
  - (3) 「部会に提出された意見書又は資料」は、部会からその「内容」が通知されることとしており、通常は、当該意見書又は資料そのものの写しが送付されることで足りるものと考えられる（第25条第2項の解説を参照）。本条は、同項の規定による通知を補完する意味で規定するものである。
  - (4) 本条は、審査請求人等が十分な主張・立証をすることができるようにするための規定であるので、部会は、読覧等の求めがあったときは、原則として、当該意見書又は資料の読覧等をさせなければならない。
  - (5) 「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」とは、当該意見書又は資料に第三者に関する不開示情報（法第78条第1項第2号又は第3号）が含まれており、その読覧等を認めることにより、当該第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を意味する。  
「その他正当な理由があるとき」とは、当該意見書又は資料に第三者に関する情報以外の不開示情報が含まれていると認められる場合や、読覧等の求めが審査請求の主張・立証と無関係な権利の濫用に当たると認められる場合等が考えられる。
- 2 日時及び場所の指定（第2項）

部会は、本条第1項の規定により意見書又は資料の読覧等をさせるときは、事件の調査審議に支障が生じないよう、その日時及び場所を指定することができる。

## 第 28 条関係（議会個人情報保護条例第 45 条第 1 項の規定による諮問に関する読替え）

第 28 条 部会が、議会個人情報保護条例第 45 条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議する場合における第 23 条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「実施機関」とあるのは「議長」と、「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等」とあるのは「議会個人情報保護条例第 20 条第 5 号アに規定する開示決定等、議会個人情報保護条例第 35 条第 1 項に規定する訂正決定等又は議会個人情報保護条例第 42 条第 1 項に規定する利用停止決定等」と、「保有個人情報」とあるのは「議会個人情報保護条例第 2 条第 4 項に規定する保有個人情報」とする。

本条は、議会個人情報保護条例第 45 条第 1 項の規定に基づく議長からの諮問に応じて調査審議を行う場合の読替え規定である。

## 第 29 条関係（答申書の写しの送付等）

第 29 条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

- 1 審査請求部会の結論をもって審議会の答申とすることから（第 21 条第 2 項）、答申に関する本条の措置は、審議会が行うという趣旨で規定している。
- 2 審査請求人及び参加人は事件の関係者であることに加え、答申書は開示決定等に対して訴訟を提起する際の資料としても必要であると考えられることから、両者に答申書の写しを送付することとしている。審議会は、答申をしたときは、直ちに答申書の写しを送付することが適当である。  
なお、答申は審査庁に対してなされるものであり、答申書は当然に審査庁に送付される。

## 第 30 条関係（審議会への委任）

第 30 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

審議会は、審査請求部会の調査審議の細目、審議会の会議の公開と傍聴等に関する規程等をあらかじめ整備するほか、審議会の組織及び運営に関して定めがない事項について、審議会の議決によってこれを判断することができる。

## 第 4 章 雑則（第 31 条—第 33 条）

### 第 31 条関係（運用状況の公表）

第 31 条 市長は、毎年 1 回、法及びこの条例の運用状況について公表するものとする。

- 1 法第 165 条では、個人情報保護委員会が法の施行状況について、行政機関等の報告を取りまとめて公表することが規定されているが、制度の透明性を高めるため、本条ではこれに加えて、市長が各実施機関における法及びこの条例の運用状況を把握し、毎年 1 回公表していくこととしている。
- 2 公表する運用状況の内容としては、個人情報ファイルの届出の状況、開示請求等及び決定の状況、審査請求の状況等が考えられる。

## 第 32 条関係（規則への委任）

第 32 条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

この条例の規定に基づく具体的な委任事項のほか、この条例の施行のための細目的な事項については、市長が制定する規則（規則に基づく告示、規程等を含む。）で定めることとしている。

なお、本条の委任を受けた規則は、各実施機関に共通する定めとなり、各実施機関は、当該規則の規定に従ってこの条例を運用していくこととなる。

## 第 33 条関係（罰則）

第 33 条 第 18 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 1 個人情報保護審議会の委員は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法に規定する守秘義務の規定は適用されない。このため、第 18 条第 6 項において委員の守秘義務を規定しているが、当該規定に違反した場合には刑罰を科すこととすることにより、守秘義務の遵守を担保するものである。
- 2 守秘義務違反の委員は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる。

## 附 則

### 附則第 1 項関係（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

本項は、この条例の施行期日を、法における地方公共団体の機関に関する規定が施行される令和 5 年 4 月 1 日に定めるものである。

### 附則第 2 項から第 5 項まで関係（実施機関の職員等の守秘義務等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の福岡市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において同条第 2 号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していた者に係る旧条例第 4 条第 2 項の規定によるその職務に関して知り得た旧個人情報を当該職務以外の目的のために利用し、又は他人に知らせてはならない義務については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 26 条第 1 項に規定する労働者派遣契約に基づき旧実施機関の指揮命令を受ける者をいう。以下同じ。）である者又はこの条例の施行前において派遣労働者であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者に係る旧条例第 4 条第 3 項の規定による当該労働者派遣契約に基づく業務に関して知り得た旧個人情報を当該業務以外の目的のために利用し、又は他人に知らせてはならない義務については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前において旧条例第 15 条第 1 項に規定する受託者において受託した業務に従事していた者に係る同条第 3 項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報を当

該業務以外の目的のために利用し、又は他人に知らせてはならない義務については、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行前において指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）においてその管理する公の施設の管理の業務に従事していた者に係る旧条例第 16 条において準用する旧条例第 15 条第 3 項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報を当該業務以外の目的のために利用し、又は他人に知らせてはならない義務については、なお従前の例による。

本項は、実施機関の職員、派遣労働者、受託業務の従事者及び公の施設の管理業務の従事者の守秘義務等について経過措置を定めるものである。

#### **附則第 6 項関係（開示請求等に関する経過措置）**

- 6 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第 18 条、第 33 条又は第 42 条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

本項は、施行日前にされた開示請求等に関する経過措置を定めるものであり、旧条例の規定によりされた開示請求等であって、この条例の施行の際、その処理が終了していないものについては、旧条例の規定に従い処理することとしている。

#### **附則第 7 項関係（旧審議会の委員の守秘義務に関する経過措置）**

- 7 この条例の施行の際現に旧条例第 56 条第 1 項の規定により置かれた福岡市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第 57 条第 5 項の規定によるその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

本項は、旧審議会の委員の守秘義務に関する経過措置を定めるものである。

#### **附則第 8 項から第 10 項まで関係（旧審議会の組織及び運営に関する経過措置）**

- 8 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、施行日に、この条例による改正後の福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「新条例」という。）第 18 条第 2 項の規定により委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 9 この条例の施行の際現に旧審議会の会長である者又は会長の職務を代理する委員として指名されている者は、それぞれ、施行日に、新条例第 19 条第 1 項の規定により会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。
- 10 この条例の施行前に旧条例第 49 条第 1 項の規定により旧審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧条例第 60 条第 1 項の規定により置かれた審査請求部会がした調査審議の手続は部会がした調査審議の手続とみなす。

- 1 この条例の施行の際に、現に旧審議会の委員である者を、新条例の規定による審議会（以下

「新審議会」という。)の委員とみなすこととするとともに、その任期は、旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間としている(附則第8項)。

- 2 この条例の施行の際に、現に旧審議会の会長又は会長の職務代理者である者を、新審議会の会長又は会長の職務代理者とみなすこととしている(附則第9項)。
- 3 この条例の施行前に旧審議会にされた諮問でその答申がされていないものは、新審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審議会の審査請求部会がした調査審議の手続は、新審議会の審査請求部会がした調査審議の手続とみなすこととしている(附則第10項)。

#### 附則第11項から第14項まで関係(罰則に関する経過措置)

- 11 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第74条第2項に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
  - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) この条例の施行の際現に派遣労働者である者又はこの条例の施行前において派遣労働者であった者
  - (3) この条例の施行前において旧条例第15条第1項に規定する受託者において受託した業務に従事していた者
  - (4) この条例の施行前において指定管理者においてその管理する公の施設の管理の業務に従事していた者
- 12 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 13 前2項の規定は、福岡市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 14 この条例の施行前にした行為並びに附則第6項及び附則第7項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第11項から第14項までは、旧条例に規定された罰則に対応する内容についての経過措置を定めるものである。

#### 附 則 (令和5年条例第38号) 抄

##### 附則(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年第1回定例会にこの条例が提案された後、議会個人情報保護条例が追加提案されたため、議会個人情報保護条例の附則において、この条例に対する所要の改正(審議会への諮問に関するもの)が行われたものである。